

28年度 公文書開示状況（1月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
1	H28.11.9	H29.1.6	・宗教法人〇〇規則認証に関する書類 ・宗教法人設立届 ・役員変更届 ・基本財産総額変更届 ・宗教法人規則変更認証申請に関する書類 ・後任住職選任届 ・登記事項変更届 ・代表役員就任届 ・事務所備付け書類の写しの提出について	92	1					1	1	1	1		1					(7条1号) 役員の就任状況、事業の内容、財産・収支の状況等に関する詳細な情報は、法令等により従う義務を有する国の行政機関からの指示等に基づき、公にできないと認められるため (7条2号) 責任役員等の氏名、住所等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条3号) 儀式、沿革に関する記載、財産・収支の状況等に関する詳細な情報、役員の就任状況等は、宗教法人の内部管理に関する情報であり、宗教行為及び信仰に関連する情報が含まれているため、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれると認められるため (7条4号) 印影を公にすることにより、偽造等の犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため (7条6号) 事業の内容、財産・収支の状況等に関する詳細な情報は、宗教法人の事務運営に関する情報であり、公にすることにより宗教法人法に基づく申請、届出等について、法人の協力が得られなくなり、宗務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局 都民生活部 管理法人課	
2	H28.12.22	H29.1.6	一般財団法人〇〇公益目的支出計画実施報告書等のうち貸借対照表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、財務諸表に対する注記及び附属明細書(平成26年度及び27年度) 一般財団法人〇〇キャッシュ・フロー計算書(平成26年度)	24	1															-----	生活文化局 都民生活部 管理法人課	
3	H28.12.28	H29.1.10	学校法人〇〇財産目録(平成27年度)	3	1						1									(7条3号) 財産目録の詳細な項目を開示することにより法人の財産の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため	生活文化局 私学部私学 行政課	
4	H28.12.16	H29.1.13	都議会議員からの照会・要求資料に対する対応の記録(平成28年1月1日から12月16日まで7名分)	20	1															-----	生活文化局 総務部総務課	
5	H29.1.6	H29.1.13	特定非営利活動法人〇〇の設立認証申請時の理事の「就任承諾書及び宣誓書」及び役員の変更等届出書類	7	1						1	1								(7条2号) 監事等の氏名並びに住所又は居所は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条4号) 印影を公にすることにより、偽造等の犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局 都民生活部 管理法人課	
6	H29.1.16	H29.1.17	〇〇の学則	18	1															-----	生活文化局 私学部私学 行政課	
7	H28.11.19	H29.1.18	一般旅券事務処理について(処理基準)	102	1						1	1	1		1					(7条1号) 一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため (7条2号) 添付資料のうち画像部分は、個人に関する情報であり、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため (7条4号) 旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため (7条6号) 旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局 都民生活部 旅券課	
8	H28.11.19	H29.1.18	・日本国発行のパスポートの名義変更に伴うリスクの事例 ・前例のあったパスポートの名義変更でアメリカ合衆国から入国拒否され強制送還された事実経緯						1												東京都では、旅券法に基づく一般旅券の申請受付・発給の事務を行っているが、出入国管理は国(法務省)の所管であり、東京都では出入国に伴うトラブルやリスク等の事例に関する文書を作成又は取得しておらず、存在しない。	生活文化局 都民生活部 旅券課
9	H29.1.13	H29.1.19	江戸東京たてもの園(28)管理棟地中熱利用空調設備改修工事 ①工事内訳書	34	1															-----	生活文化局 総務部総務課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
10	H29. 1. 11	H29. 1. 25	26生私行第426号「公文書一部開示の決定について」	33		1													<p>(7条2号) FAX送信用紙の宛先、学校法人の事務長名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため</p> <p>(7条3号) 開示請求者の氏名、請求内容、手数料等は、団体の活動情報又は事業活動を行う上での内部管理に属する情報であるため、公にすることにより、事業活動に支障が生じ、事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため</p> <p>(7条6号) 開示請求者の氏名、請求内容、手数料等が公になれば、請求者が今後の請求を躊躇し、今後請求を行わなくなるなど、都政の情報公開の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条3号) 要請内容、対応状況等を公にすることにより、当該法人の名誉、社会的評価等の社会的地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条6号) 公にすることを前提としていない任意の指導における都と法人とのやり取りに関する情報を開示することにより、今後の指導において指導すべき法人が具体的な情報の提供等に消極的になることが想定され、正確な事実の把握が困難となり、法人に対する適正・的確な指導等が遂行できなくなるため</p>	生活文化局私学部私学行政課
11	H29. 1. 20	H29. 1. 26	一般財団法人〇〇 公益目的支出計画実施報告書等のうち正味財産増減計算書及び貸借対照表(平成25年度から27年度まで)	9	1														-----	生活文化局都民生活部管理法人課
12	H29. 1. 18	H29. 1. 31	学校法人〇〇の財産目録(平成25年度から27年度まで)学校法人〇〇資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、資金収支内訳表、消費収支内訳表(平成27年度)	20		1							1	1					<p>(7条3号) 財務諸表の小科目等の詳細な項目を開示することにより法人の収入・支出及び財産の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条4号) 印影を公にすることにより、偽造等の犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	生活文化局私学部私学行政課
13	H29. 1. 18	H29. 1. 31	学校法人〇〇の消費収支計算書、消費収支計算書内訳表、資金収支計算書及び資金収支計算書内訳表、貸借対照表(平成25年度及び26年度分)					1											当該公文書は、法令上毎年所轄庁に提出を要する書類ではないため、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化局私学部私学行政課